

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十二号）（第十一条関係）

改 正 案

附 則

1 (3) (略)

4 施行日以後最初に開始する連結会計期間に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十七条の規定の適用を受けるものを除く。）の提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、平成二十七年九月三十日に終了する中間連結会計期間までの間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に關して要請される用語、様式及び作成方法によることができる。

4 施行日以後最初に開始する連結会計期間に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社（新中間連結財務諸表規則第八十一条の規定の適用を受けるものを除く。）の提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、新中間連結財務諸表規則第八十一条に規定する用語、様式及び作成方法によることができる。

5 前項の規定による中間連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

(新設)

6 第四項の規定による中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

- 一 当該中間連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
- 二 当該中間連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

現 行

附 則

1 (3) (略)

三 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（第六章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点